

保 (79)

平成 23 年 6 月 23 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に対する健康保険一部負担金等免除証明書と
健康保険関係事項証明書の発行について

標記の件につきまして、全国健康保険協会理事長より、別紙のとおり周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

平成 23 年 7 月 1 日以降、「健康保険一部負担金等免除証明書」の提示がある被保険者または被扶養者（以下、「被保険者等」という。）に対してのみ窓口の一部負担金の支払いは平成 24 年 2 月末まで免除、入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額の支払いは厚生労働省が定める日までの間（平成 23 年 8 月末までを予定）免除となる旨、お伝えしておりましたが（平成 23 年 5 月 9 日付（保 48）にてご連絡済み）、今般、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という）における一部負担金等の取扱いにつきまして、免除対象となる被保険者等からの申請により「健康保険一部負担金等免除証明書」を発行し、被保険者証とともに当該証明書を医療機関窓口にて提示することで一部負担金等の免除を行う旨、添付資料のとおり通知されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、協会けんぽにおいては、被保険者証を所持していない被保険者等の申請により、「健康保険関係事項証明書（有効期限は 5 月末日迄）」を発行し、医療機関窓口等に提示することで被保険者証と同様に取り扱うこととしておりましたが、（平成 23 年 3 月 28 日付け（保 264）F にてご連絡済み）、現在も被保険者証を所持していない加入者が多数いることから、被保険者等の申請により、引き続き「健康保険関係事項証明書（有効期限は申請受付日より概ね 1 か月）」を発行し、医療機関窓口等において被保険者証と同様に取り扱うこととしております。

【添付資料】

東日本大震災に対する健康保険一部負担金等免除証明書と健康保険関係事項証明書の発行について

（平 23.6.8 協発第 110608-02 号 全国健康保険協会理事長）